

記入例

静岡総合クリニック「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に関する運用管理規程

第1条 (目的)

この規程は、静岡総合クリニック (以下「当施設」という。) において「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」を利用する機器及びこれらを利用した紹介連携システム・カルテ参照システムの運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

医療機関名のご記入をお願いします。

第2条 (管理責任者)

当院は、システムの責任者として管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、当施設内の「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。
- 3 管理責任者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に異常を認めた時は、直ちにふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルシステム管理責任者に報告しなければならない。

第3条 (利用者の責務)

利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

- 2 利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」の利用について、この規程のほか、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理規程及びふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル運用管理細則を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、個人情報保護法を遵守しなければならない。
- 4 利用者は、ウイルスパターンファイルを最新化し、コンピュータウイルスがふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタルに侵入しないよう注意しなければならない。
- 5 利用者は、自らの利用者識別番号 (ユーザー I D) 及び暗証番号 (パスワード) を他人に開示、又は第三者に利用させてはならない。
- 6 利用者は、Winny その他の P2P ファイル交換ソフトを接続機器へインストール及び使用してはならない。
- 7 利用者は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル」に異常を認めた時は、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成 24 年 2 月 6 日から施行する。

日付のご記入をお願いします。